

商品概要説明書

リフォームローン（一般型B・再エネ型） 協同住宅ローン

(2025 年 11 月 1 日現在)

商品名	リフォームローン（一般型B・再エネ型）
ご利用いただける方	○当 J A の営業地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○国から 2019 年度以前に再生可能エネルギー事業計画の認定を受けている方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が所有する資産等を有効活用するために設置する太陽光発電設備に関する次の資金で、下記の要件をいずれも満たしているものを対象とします。ただし、農地に設置する営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は対象外となります。 （対象となる太陽光発電設備に関する資金） ①太陽光発電設備購入資金および付帯工事資金（太陽光発電は発電出力 10kW 超・50kW 未満とし、野立て設置のものを含みます。）。 ②太陽光発電関連設備にかかる購入資金および付帯工事資金。 ③太陽光発電設備・太陽光発電関連設備の設置にかかる土地造成費用ならびに付帯設備の設置費用。 ④上記資金にかかる他金融機関からの借換資金。 【要件】 ・原則として全額償還まで、太陽光発電設備に対する自然災害による損害を補償する共済（保険）に加入すること。 ・野立て設置の太陽光発電設備の場合、原則として、土地に農協以外の担保権が設定されていないこと。
借入金額	○10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、借換資金の場合は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく買取期間の残存期間内とします。
借入利率	【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライ

	ムレート/長期プライムレート) が年 0.5%以上乖離した場合は1 か月後の 応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプ ライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。										
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月 に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入 金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の 元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまで は、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返 済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も 基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額 は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が 満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済して いただきます。										
担保	○不要です。										
保証人	○当JAが指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用い ただきますので、原則として保証人は不要です。										
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>5年</td><td>10年</td><td>15年</td><td>20年</td></tr><tr><td>保証料 (円)</td><td>18,319</td><td>34,177</td><td>47,928</td><td>59,347</td></tr></table> ②分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証会社へ 支払います。この場合、お借入利率は年0.8%上乗せされた利率が適用され ます。	お借入期間	5年	10年	15年	20年	保証料 (円)	18,319	34,177	47,928	59,347
お借入期間	5年	10年	15年	20年							
保証料 (円)	18,319	34,177	47,928	59,347							
手数料	○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む)が必要です。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了ま での間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対 して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円 ②一部繰上返済の場合…3,300円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合 は、当JAに対して次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500円										

	②一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、当 J A に対して 3,300 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、当 J A に対して 3,300 円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店（総務部(電話：0439-70-1331)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿い兼ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A きみつ

- (注) 1 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計 2 種類から選択します。
- 2 保証料は、「一括払い」「分割払い」から選択します。